

## 建設時評

## 労務費調査

財団法人 建築コスト管理システム研究所  
 主席研究員 岩松 準

東日本大震災後の慌ただしい3月末、今年度の公共工事設計労務単価が公表された。農水省、国交省が原則として前年10月に実施する「公共事業労務費調査」に基づき新年度当初から公共工事の積算に用いる目的で決定している職種別の労務単価である。読者に全く不案内という方は少ないだろうが、例年公表される単価数値そのものに加え、今年は資格保有者の賃金水準と社会保険加入状況の調べが新たに参考公表されたのが目を引く。この調査の経緯や海外の労務費調査のことなどにも触れ、その意味を考えてみたい。

\* \* \*

この調査は昭和45年から毎年定期的に行われている。しかし、この調査を元にトレンド等を加味して決められる設計労務単価の公表は平成9年からである。そもそも設計労務単価は、公共発注者が予定価格を作成する際の内部資料で、秘匿される性質のものだからである。設計労務単価は、公共工事に関連する50程度の職種別、都道府県別の所定労働時間8時間換算の平均単価が100円単位で示されるもので、当該年度の予定価格算定根拠となる。労務費の変動が激しい時はこの調査は年2回行われたこともあった。

調査の発端は連合軍の占領時代にさかの

ぼる。ハイパーインフレが続く昭和22年、占領軍に半ば強制する形で制定されたいわゆる法律171号（政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律）によって、米国の一般職種別賃金（PW）が適用されるようになった。PWとは「同一時期に同一地方において通常支払われている賃金」で、連合軍司令長官の認めた方法で日本政府が決定する金額を意味した。ほどなくこの法律は廃止されるが、その後は労働省の「屋外労働者職種別賃金調査報告」に基づき、5省協定（大蔵、農水、運輸、建設、労働）といわれた「公共事業に係る実施設計に使用する労務単価」が適用されていた。だが、この5省協定単価が実勢労務単価と調査時点がずれているなどの理由で業界からの強い改善要望があり、公共事業実施官庁である3省（農水、運輸、建設）で協議の結果、協定を結び独自の実態調査報告を基礎とする新方式を採用することになった。これが昭和45年から始められた前記調査で、同年10～11月に全国の実態を調べ、翌年度から適用された。以後、この方式が定着したのである。

\* \* \*

調査開始当初は根拠となった賃金台帳の不備が問題だったようだ。工場製作の工員賃金が日額8,000円の時代に、建設技能労働者（職人）は3,500～4,000円の賃金で積算されていたという。当時の職人たちは税金の支払いを避けるため、また使用者側は基本賃金を引き上げるとそれに伴って超過勤務手当、能率手当等が上昇することから、なるべく低く設定し、「不足分は労務管理費の一部から食費補助、寝具費補助、作業手当、通勤手当などの名目で充当していた」といった当時の業界特有の労務管理事情が反映していたようだ。一方、公共側はそうした実情に合わせるために採用せざるをえなかった甘い歩掛りを検査で指摘されることが多くあった。

この調査は、職人の賃金実態を正確に捉えるための改良を加えつつ今日に至っている。

\* \* \*

なお、PW賃金の算出根拠として使われた「屋外労働者職種別賃金調査」は昭和23年当

初は16職種、最終的には27職種の賃金調査を行うものだったが、平成16年調査をもって中止となり、その後は「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)に統合されてしまった。このように日本では、建設技能労働者の職種別の賃金調査となると、土木工事を中心にほぼ毎年20万人規模で行う「公共事業労務費調査」だけとなっている。

\* \* \*

調査経緯の説明が長くなった。冒頭で述べたように、今年の公表では、資格保有者の賃金水準と社会保険加入状況の調べが参考公表された。前者は1級技能士を保有している鉄筋工は鉄筋工の設計労務単価(全国平均)より3~4%賃金が高いなど、資格保有者の賃金水準が全国平均より高いことが明らかになった。製造業の現場とは違い、請取りや切り投げが行われる建設現場では当然にチーム内での賃金格差はあるが、これを公的統計は捉えてこなかった。

また、後者では、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険いずれとも加入が確認されたのが土木工事で平均71%、建築工事で64%、また、都道府県別では東京都が32%で最も低い等の結果を示している。このような公表は、現在国土交通省で進められている建設産業戦略会議、建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会、また、厚生労働省の第8次建設雇用改善計画(3月末に策定し、4月から施行された5ヵ年計画)等における議論と軌を一にするとみてよい。何れでも、不足する建設技能労働者対策として、保険未加入企業への対応が俎上に載っている。

\* \* \*

建設労働については、欧米ではユニオンが深く関わる。英国では建設の労使代表で構成される建設産業合同委員会(Construction Industry Joint Council)がほぼ3年毎に30項目にも及ぶワークルール協約(Working Rule Agreement)を締結し、賃金水準や保険や有給休暇等の労働条件を決める。賃金水準では職種別・地域別・技能程度別(6段階)等での週給(39時間)単価を決め、他のルールも適用しつつ末端の労働者に支払われ

る。独・仏でもよく似た事情下にある。

一方、米国ではユニオンの組織率が平均で15%程度と低く、オープン・ショップと呼ばれる形態が支配的になりつつあり、事情は複雑である。ただ公共工事に関しては、デービス・ペーコン法により、カウンティ毎に定められるPW賃金が適用され、労働者の賃金水準が維持される仕組みがある。そして、民間を含めた建設の労務費に関しては、公的な調査がいくつかあり、モニターされている。

たとえば、労働省労働統計局(BLS)では、NCSと略称される伝統ある報酬額調査では450職種(もちろん建設以外を含む)の賃金や付加給付の情報が集められている。他にも、CESと呼ぶ支給額(payroll)に関する調査は、業務統計の失業保険情報をフレームに実施され、賃労働者の3分の1をもカバーする。また、1997年から始まったOESと呼ぶサンプリング調査では、全米の120万事業所から抽出された20万事業所に対する800職種の賃金が調べられている。そして、これらの統計数値は公表の仕方をみても、地域別、職種別等の区別は詳細であり、かつ賃金などの集計は、平均値に加えその統計分布に関する情報も合わせて示されるなど手厚い印象を受ける。

\* \* \*

これら米国の労務費に関する統計は、社会福祉や徴税のための基礎資料であって、公共工事の予定価格算定のためのものではもちろんない。日本の労務費調査は8時間の日額賃金部分に限定した数値の調べであって、保険等の付加賃金部分へのフォローはこれまで皆無に近かった。米国式のPWをその始まりとしながら、建設技能労働者の生活防衛には寄与が薄いようだ。「制度」には経路依存的側面が強いわけだが、日本での建設労働の背景と政策的目標を合わせつつ、労務費調査のやり方を再検討する時期にあると思われる。加えて、国土交通省の建設産業戦略会議と建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会の議論のゆくえに注目したい。

<参考文献>

藤田修照著『積算必携』改訂13版、経済調査会、1984